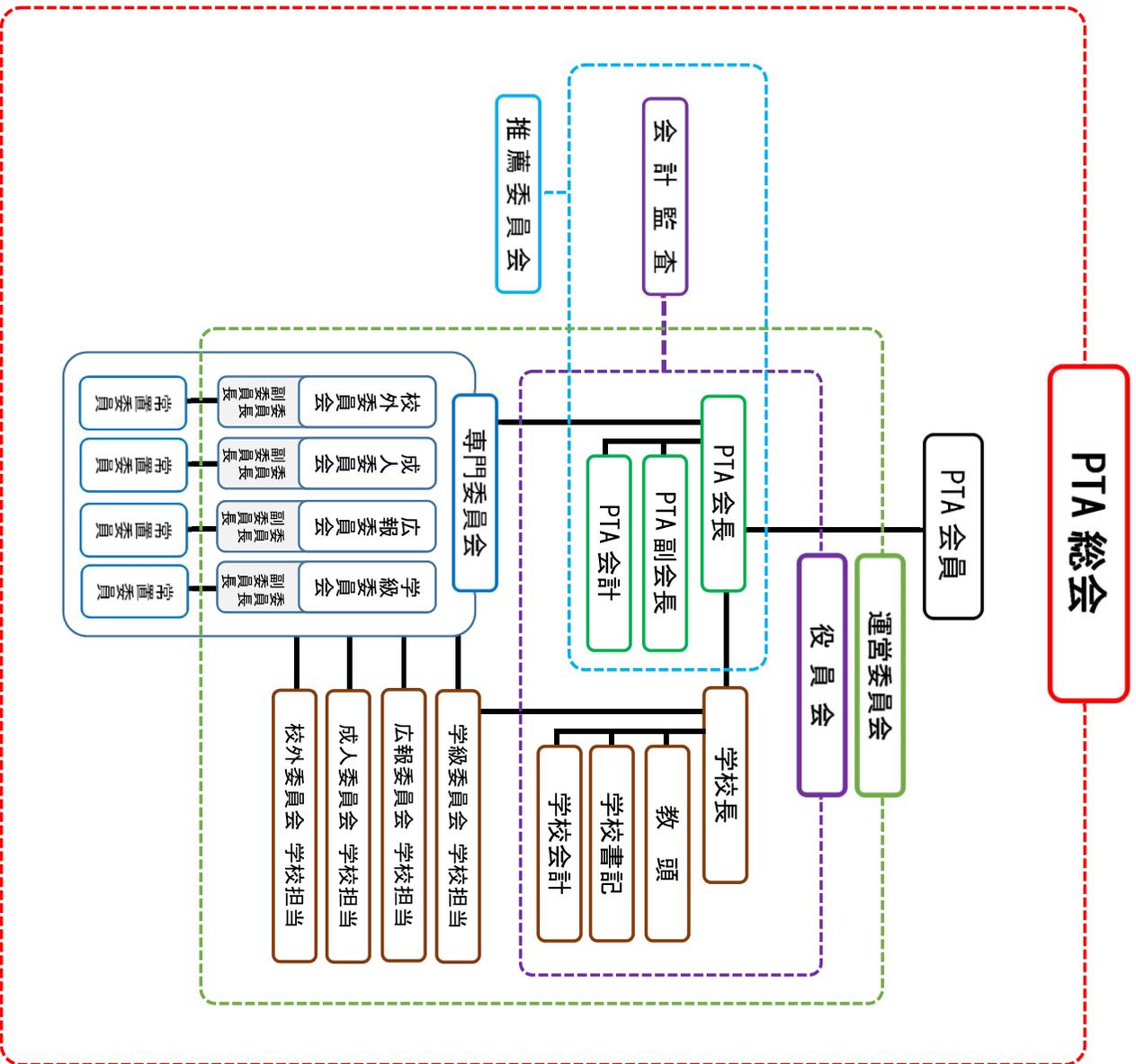


横須賀市立常葉中学校

PTA 規約



横須賀市立常葉中学校 PTA 組織図



常葉中学校 PTA 規約

第1章 名称

第1条 本会は常葉中学校 PTA（保護者と教職員の会）と称し、事務所を常葉中学校に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は保護者と教職員とが一体となって学校・家庭及び社会における生徒の教育目的達成のために協力し、その幸福な成長を図ると共に、会員相互の親睦と教養を高めることを目的とする。

第3条 本会の目的を達成するために次のことを行う。

1. 家庭と学校との緊密な連絡により生徒の福祉の増進と健全な育成を図る活動。
2. 地域における社会教育の発展に寄与する活動。
3. 会員相互の親睦と向上を図る活動。
4. 学校の教育的環境の整備を図る活動。
5. その他、本会の目的のために必要と認められる活動。

第3章 方針

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 生徒の教育及び福祉のために活動する他団体や機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
3. 本会は役員の名で公私の選挙活動に関与しない。
4. 学校の人事、その他管理には干渉しない。

第4章 会員

第5条 本会の会員になることができるものは次の通りとする。

また、本会への入会および退会は自由意志でできるものとする。

1. 本校に在籍する生徒の保護者またはこれに代わるもの。
2. 本校に勤務する校長及び教職員。
3. 本会への入会を希望する家庭の代表者は、入会届を提出する。
4. 卒業または転校等により会員資格を失うものは、会員資格の消滅をもって退会とする。
5. 自由意志によって退会するものは、退会届を提出する。

第6条 本会の会員は次の会費を納めるものとする。

1. 会費は会員一家庭につき月額350円とする。

第7条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第5章 経理

第8条 本会の活動に必要な経費は、会費・寄付金及びその他の収入でまかなうものとする。

第9条 本会の経理は、すべて総会で承認された予算に基づいて行われる。

第10条 本会の決算は、会計監査を受けた後、総会に報告し、承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員及び会計監査委員

第12条 本会の役員は次の通りとする。

会長 1名（保護者） 副会長 2～3名（保護者）

書記 1名（教職員） 会計 2名（保護者と教職員）

第13条 本会の経理を監査するために2名（保護者）の会計監査委員を置く。

第14条 役員及び会計監査委員は他の役員及び委員を兼ねることはできない。

第15条 役員及び監査委員の任期は1年とし、同じ役員についてのみ1回限り再任することができる。ただし、特段の事情がある場合はその限りではない。また、教職員の会計及び書記は再任を妨げない。

1. 役員及び会計監査委員は、引き続いて他の役員または監査委員に選任されることができる。

第7章 役員の任務

第16条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は総会及び運営委員会を招集し、すべての委員会（役員・会計監査委員候補者推薦委員会及び会計監査委員会を除く）の正副委員長・委員を委託し、職責上推薦委員会以外の委員会に出席することができる。
2. 会長は役員・会計監査委員候補者推薦委員会の委嘱を第17条の手続きを経て委嘱する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときは代行をつとめる。
4. 書記は総会及び運営委員会の議事を正確に記録し、各会合の通知を発送し、会の必要書類を保管する。
5. 会計は、本会すべての収支を正確に記載し、会計監査委員会の監査を経て定期総会において決算報告をする。

第8章 役員並びに会計監査委員の選出

第17条 役員及び会計監査委員会の選出は次の通り行うものとする。

1. 11名の委員を以て、役員及び会計監査委員候補者推薦委員会（以下推薦委員会という）を設置する。
2. 推薦委員の選出は次の通りとする。
 - ①保護者の中から互選により各学年2名充て計6名。
 - ②教職員の中から互選により2名。
 - ③運営委員の中から互選により3名。
 - ④前3項により選出された推薦委員は全会員に報告され信任を得るものとする。
3. 推薦委員会は第12条、第13条に規定する役員並びに会計監査委員の候補者を選定し、これを定期総会において会員の3分の2以上の信任を得るものとする。
4. 役員及び監査委員の選任のための3月総会は文書総会とする。

第9章 総会

第18条 総会は、全会員を以て構成され、本会の最高決議機関とする。

第19条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は、3月を役員・会計監査委員承認のための文書総会とし、年度初めを新旧役員の交代並びに予算・決算のための定例総会とする。
2. 臨時総会は運営委員会が必要と認めたととき、または会員の10分の1以上の要求があったときに開催する。

第20条 総会は、会員数の5分の1以上の出席により成立する。議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第10章 運営委員会及び委員会

第21条 運営委員会は、役員・常置委員会の正副委員長並びに校長・教頭によって構成される。ただし、特別委員会または臨時委員会が設置された場合は、その正副委員長も含まれるものとする。

第22条 運営委員会の任務は次の通りとする。

1. 各種委員会において立案された事業企画の審議検討と促進並びに調整。
2. 総会に提出する議案の作成。
3. 特別委員会または臨時委員会の設置に関する協議と決定。
4. その他総会により任命された事項の処理。

第23条 運営委員会は委員の2分の1以上の出席により成立する。議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第24条 常置委員会及びその役割は次の通りとする。

1. 広報委員会・・・PTA 広報「ときわ」を発行し、家庭・社会における諸情報並びに意見交換の場としての役割を果たし、併せて、本会の活動・運営を円滑にする。
2. 成人委員会・・・会員が相互に教養を高め、学習活動を含む成人教育事業を各常置委員会とともに実施し、併せて、学区または地域と協力して文化の向上と社会教育の発展に寄与する。
3. 校外委員会・・・学区内・外の懇談会を開催し、生徒の家庭生活・社会生活・学校生活について情報交換を行い、学校・家庭・地域が連携をはかり、生徒の健全育成を目指す。
4. 学級委員会・・・それぞれの学年における生徒の生活並びに教育について学年保護者会を開催し、保護者と担任教師との調整をはかり、教育効果の向上とこれに必要な事業を実施する。

第11章 改正

第25条 本規約は、総会において、出席者の過半数の賛成を得て、改正することができる。

第12章 個人情報保護規程

第26条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については別に「横須賀市立常葉中学校 PTA 個人情報保護規程」に定め、適正に運用するものとする。

第13章 附則

第27条 本会の運営について必要な細則は、運営委員会において作成することができる。

第28条 この規約は、昭和57年4月1日より実施する。

第29条 会員の慶弔に関する規定は別に定める。

令和元年5月10日 改訂

令和3年2月1日 改訂（第5条 任意加入および退会規程3. 4. 5. の追加）

（第6条 会費の変更）

令和3年4月1日 施行

細貝町

第1章 会 員

第1条 本会の会員は横須賀市立中学校 PTA 連絡協議会、神奈川県 PTA 連絡協議会及び日本 PTA 全国協議会の会員となる。

1. 特別な事情がある会員は運営委員会にはかり、会費を減免することができる。

第2章 役員並びに会計監査委員の選出

- 第2条
1. 役員並びに会計監査委員候補者推薦委員会は12月の運営委員会において協議され、規約第17条に従って1月運営委員会前に発足する。
 2. 保護者側の推薦委員6名は学級委員会にて選出する。
 3. 推薦委員会は、役員及び監査委員の候補者を決め、第19条の1の文書総会において、3月の運営委員会に報告し、信任の結果を会員に知らせる。

第3章 運営委員会及び常置委員会

第3条 運営委員会は会長が招集する。ただし、構成委員の4分の1以上の要求があった場合には会長は運営委員会を招集しなければならない。

- 第4条
1. 常置委員会の正副委員長の選出は、新役員決定後直ちに新正副会長により行われる。ただし、正副委員長（原則、委員長1名・副委員長2名以内とするが、特段の事情がある場合はその限りではない。）の選出にあたっては、前任会長・副会長及び当該前任委員長並びに必要に応じて、校長・教頭・書記の助言または協力を依頼できる。
 2. 常置委員の正副委員長の選出にあたっては、諏訪小学校区・田戸小学校区の地域の配分をでき得る限り考慮に入れたものとする。
 3. 常置委員選出は原則、別表に掲げる委員会活動に応じた委員を各学級からそれぞれの選出方法により選出する。
ただし、選出の柔軟性や効率を考慮し、各学級からの選出が困難な場合、定員を満たすために講じる当該学年からの選出、また全学年からの選出を妨げない。

委員会名	委員数	活動日	活動内容
運営	会長・副会長・会計・ 会計監査・各正副委員長	7、8、10月を除く毎月1 回（役員会9回、運営7回）	入学式・卒業式協力、 PTA 総会、行事協力
広報	各学年4名	「ときわ」発行	広報「ときわ」発行
成人	各学年4名	委員会（年4回程度）	社会見学バスツアー 各種講習会
校外	各学年4名	委員会(年4回程度) パトロール	学区内・外懇談会 祭礼・体育祭・西の市パト ロール
学級	各学年4名	委員会（年4回程度） 授業参観・懇談会後	高校見学会、制服リサイクル 販売、懇親会、行事協力

第4章 特別委員会

第5条 特別委員会の設置は運営委員会の決議による。

第6条 特別委員会はその任務が終るとともに解散する。

第5章 慶弔に関する規定

第7条 この規定は、本会の会員等の慶弔等に関する必要な事項を、次の通り定める。

1. 慶事は次の通りとする。
①会員内、教職員の結婚・・・祝金5千円
2. 弔事は次の通りとする。
①会員及びその配偶者または子の死亡・・・香典5千円

第8条 慶弔等の経費は、本校の PTA 一般会計の内、慶弔費をもって充てる。

第9条 その他必要と認められた場合で、緊急を要する場合は、会長・校長により処理し、緊急を要しない場合は、運営委員会において決定し処理する。

第6章 附 則

第10条 この細則は、平成23年11月15日より実施する。

平成24年5月15日 改訂

令和元年5月10日 改訂

令和2年4月9日 改訂

令和3年2月4日 改訂